平成23年6月9日

1. 出席議員

議	長	牟	田	勝	浩
1	番	朝	長		勇
3	番	上	田	雄	_
5	番	山	口	良	広
7	番	宮	本	栄	八
9	番	石	橋	敏	伸
11	番	上	野	淑	子
13	番	Щ	﨑	鉄	好
16	番	小	栁	義	和
19	番	Щ	П	昌	宏
21	番	杉	原	豊	喜
23	番	黒	岩	幸	生
25	番	平	野	邦	夫

副議長 小 池 一 哉 2 番 山口 等 裕 子 4 番 山口 松尾 陽輔 6 番 8 番 石 丸 定 10 番 古 川 盛義 里 已 12 番 吉川 末 藤 正幸 14 番 17 番 吉原武藤 川原 千 秋 20 番 初 秋 松尾 22 番 24 番 谷口 攝 久

2. 欠席議員

26 番 江原一雄

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長筒井孝一次

 長松本 重男

 議事係員 江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋	渡	啓	祐
副		市		長	前	田	敏	美
教		育		長	浦	郷		究
技				監	松	尾		定
政	策		部	長	角			眞
つ	なか	š ,	る 音	ß 長	山	田	義	利
営	業		部	長	森		孝	畑
営	業	部	理	事	北	Щ	政	次
<	6	L	部	長	古	賀	雅	章
\mathcal{L}	ど	ŧ	部	長	馬	渡	公	子
ま	ちづ	<	りす	部 長	石	橋	幸	治
Щ	内	支	所	長	牟	田	泰	範
北	方	支	所	長	Л	内 野	英	夫
会	計	管	理	者	山	口	光	則
教	育		部	長	浦	郷	政	紹
水	道		部	長	宮	下	正	博
総	務		課	長	松	尾	満	好
財	政		課	長	中	野	博	之
企	画		課	長	並	Щ		副
選挙管理委員会事務局長				成	松		薫	
監	査 委	員 事	₮ 務	局 長	_	丸	喜	代 邦
農業委員会事務局長					森		博	文

議 事 日 程 第 1 号

6月9日 (木) 10時開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議長の諸報告

日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第5 教育長の教育に関する報告

開 会 10時

〇議長(牟田勝浩君)

皆さんおはようございます。ただいまより平成23年6月武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第37号議案から第47号議案までの11議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件及び請願1件を一括上程いたします。

日程第1 会期の決定

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。山﨑議会運営委員長

〇議会運営委員長(山﨑鉄好君) 〔登壇〕

皆さんおはようございます。平成23年6月武雄市議会定例会の招集に基づきまして議長から諮問がありましたので、6月8日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1.会期及び会期日程について、第2.付議事件の 審議順序及び委員会付託の要否について、第3.一般質問の質問順序について、第4.総務 常任委員会の報告について、第5.請願の取り扱いについて、以上5項目でございます。

本定例会において審議されます議案等は、ただいま議長から上程になりました条例議案 2 件、事件議案 3 件、補正予算議案 1 件、専決処分の承認 5 件、報告 8 件及び請願 1 件の計20 件でございます。

なお、追加議案として、事件議案が1件予定されております。

また、3月定例会において閉会中の継続審査に付されておりました請願第1号につきましては、総務常任委員長から審査終了の報告が議長あてに提出されており、6月22日の議案審

議の際に御報告いただくこととなっております。

以上の件について協議いたしました結果、議案の審議順序及び委員会付託の要否につきま しては、議案の審議順序は議案番号順に行い、専決処分の承認については所管の常任委員会 付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

予算議案を除く請願及びほかの議案については、所管の常任委員会に付託し、第47号議案 平成23年度武雄市一般会計補正予算(第1回)は所管の常任委員会に分割付託することに 決定いたしました。

次に、一般質問は14名の議員から53項目の通告がなされております。

質問順序の抽せん結果は、お手元に配付のとおりでございます。抽せん番号順に、1日目の16日、2日目の17日はそれぞれ4名、3日目の20日、4日目の21日はそれぞれ3名とし、いずれも午前10時開議とすることに決定いたしました。

また、質問時間については、答弁を含め90分であります。

以上のことを考慮し、休会等を含め検討いたしました結果、会期は本日9日から28日まで の20日間が適当である旨、決定いたしました。

なお、日程等の詳細については、お手元に配付のとおりであります。

以上で議長の諮問事項に対する答申を終わります。

〇議長(牟田勝浩君)

お諮りいたします。会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日9日から6月28日までの20日間と決定をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9日から6月28日までの20日間とすることに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第81条の規定により、4番山口裕子議員、7番宮本議員、10番古川議員の以上3名を指名いたします。

日程第3 議長の諸報告

日程第3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告については、お手元に配付いたしております文書をもって報告にかえさせて いただきます。

日程第4 市長の提案事項に関する説明

日程第4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

市長より一部追加の申し出があっておりますので、これを許可しております。樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

平成23年6月武雄市議会定例会の開会に当たり、市政運営の状況及び方針について私から 御説明申し上げます。

震災発生から間もなく3カ月が経過しようとしております。連日報じられておりますように、震災の傷はいまだいえず、被災地の復旧・復興、被災者の生活再建にはほど遠い状況にあります。今般の震災による被害・影響は余りにも甚大・深刻であり、まさに「未曾有の国難」であり、しかも、国はメルトダウン、無政府状態であります。

そうした観点に立ち、武雄市としては、震災発生直後から支援にいち早く着手し、また積極的な取り組みを行っているところであります。

報告申し上げます。

震災発生翌日の3月12日及び13日、区長会、婦人会、高校生ボランティア等の皆さん、そして牟田議長を初めとする議会の皆さんたちと一緒に私も街頭に立ち、被災支援のための募金活動を行いました。128万円集まりました。

翌14日には市の備蓄物資を宮城県に向けて発送をいたしました。

その後、17日には長期化が予想される被災支援を一元的に担当する部署として「被災者支援課」を設置しました。

また同日、市民の皆様や関係機関の御協力をいただき、ホームステイなどによって被災者の方1,000名の受け入れ体制を整えることを目的に、「武雄市タウンステイ構想」をスタートさせました。

この構想については随時改定を行い、第2次構想では、佐賀県の取り組みと連動し、受け入れ人数を2,000人に、また第3次構想については、コミュニティー単位での受け入れや応急仮設住宅の建設準備などを新たに盛り込んだところであります。

さらに、3月末からは被災地からの要請に基づいて、延べ12名の職員を宮城県気仙沼市に派遣をし、避難所の運営など、ほぼ不眠不休で現地における支援活動にも従事をさせてきたところであります。

もちろん本市の支援の取り組みはこれにとどまるものではなく、義援金の拠出や物資の提供、温泉の無料提供や被災ペットの受け入れ、多くの市民の皆様方、企業、関係機関の皆様方に御理解、御協力をいただいております。この場をかりて御礼を申し上げます。

こうした市を挙げた取り組み、支援の輪に対して、私へのメール、市のフェイスブックページなどを通じて被災地、被災者の皆様方から「武雄市の迅速な対応はありがたい」といった感謝の声が多数寄せられております。また、全国の自治体からも「武雄市の一丸となった取り組みを参考にしたい」という問い合わせを多くいただいているところであり、武雄市が被災支援のロールモデルとして認知されていることを市民の皆様、企業、関係機関の皆様、そして議会の皆さんたちに御報告を申し上げるとともに、心より御礼を申し上げる次第であ

ります。

私はこの間の被災支援の取り組みの中で、2つの大きな特別の経験をいたしました。

まず1つは、震災発生後の3月22日に古川康佐賀県知事の特使として、ソフトバンク株式会社代表取締役社長の孫正義氏とともに福島県を訪問いたしました。武雄市を含む佐賀県の被災支援の具体的な取り組みを佐藤福島県知事に御説明申し上げたところであります。

また、あわせて福島第一原発から20キロから50キロまでの距離にある田村市にも赴き、避難所の被災者の方々から被災の状況や避難生活での悩みなどを聞かせていただきました。狭い体育館に最高気温5度という中で660人の皆さんたちが押し込まれている。しかも、おふろが1つしかなくて、その中で、92歳のおばあちゃんが2時間も3時間も待って入らないといけないような状況を見たときに、これが同じ日本なのかということを本当に心苦しく、心を痛めたところであります。

そういった中で、さらに行政としては、冨塚市長さんという方が市長さんなんですけれども、避難所では、より原発に近い、具体的に言えば大熊町なんですけれども、自治体の方々を多く受け入れられていると。ですので、田村市の皆さんたちは避難しようにも避難するところがない。だから、より原発に近い大熊町の皆さんたちがそこに来ているから、どこに私たちは行けばいいんだろうかという話にもなっていて、非常に混乱をされていました。

そこで思ったのは、武雄市も例外ではないということであります。後で申し述べますけれども、武雄市で玄海原発に一番近いところは牟田議長の家のある若木の本部であります。ここは30キロであります。ここの議会、武雄市役所は40キロ、一番遠い西川登町のあの嬉野の境のところでもわずか50キロしかないんですね。そういった中で、我々がどういうふうな対策、対応をとるかということは、市民の負託を受けている我々政治家としては絶対に考えなければいけないというふうに思っております。

そしてもう1つは、これも今全国的に話題になっておりますし、きのう私は全国市長会に行ってまいりました。その中でも最も話題になった一つとして、「チーム武雄」であります。 去る5月10日から13日の4日間にわたり、武雄市議会の有志議員の皆さんと宮城県仙台市若林区において、みずからボランティアとして被災民家の瓦れきの撤去作業に従事をされました。今回、私にもお声をかけていただき、また現地においてともに作業をしていただいた牟田議長を初めとして8名の議員の方々には、この場をかりて感謝の意を申したい。仙台市長も改めて私から感謝の意を表してほしいということを伝えられました。

この期間、本当に立ちくらみがするぐらいの臭気の中で、しかも、私たちが被災地に入ったのは2カ月たってからですけど、初めてボランティアが入ったということで、本当に皆さんたちは喜んでおられました。その中で、これは上田議員とも話したんですけれども、これは私たちが入ってもまだまだ時間がかかるよねと、途方な作業と途方な労力が必要であるよねということから、やはり私どもとしては国を挙げた取り組みが絶対必要であることも実感

したところであります。

今後、そうした観点から、武雄市における防災行政を積極的に見直してまいります。この うち、既に着手したものについて御報告申し上げます。

1つは、「武雄市地域防災計画」の見直しであります。

従来、EPZと言われる原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力発電所から8キロから10キロまでの圏内と想定をされており、圏外にある本市については、国や県を含め、防災計画の中には触れられておりませんでした。しかし、今回の福島第一原発の事故を見ると、その範囲はEPZの範囲を大きく超えるものであります。しかも、本当に円のEPZのあの範疇でいいのかと。あの飯館村のものを見ていると、風向き等は考慮しなくていいのかといったことから、私たちとしては、みずから市民の生命、財産を守る観点から主体的に動く必要があると考えております。こういった中で、8月末を目途に「武雄市地域防災計画」の大幅な見直しを進めていきます。

もう1つは、「災害姉妹都市」の協定締結であります。

やはり現場を見ることが一番大事であります。福島県の田村市、そして仙台市の若林区に入ってつくづく思ったのは、どんな被害があったときにも準備がなければ必ずパニック、行政が混乱に陥ります。そういった中で、我々としては平時のときに有事に向けて備えるという観点から、さまざまなことをする必要がある。その1つが災害姉妹都市の締結であり、私たちとしては、非常時、災害時に機動的な対応が可能となるよう、隣接自治体との連携を強化する。これは長崎県、あるいは佐賀県、福岡県の主要な首長には私のほうから申し上げております。知事にも申し上げております。大阪府の橋本知事にも申し上げておりますけれども、例えば、近距離の災害姉妹都市としては長崎県にある自治体と連携をする。そして、遠距離の災害姉妹都市としては、陸路、空路、海路でも行ける大阪府のある自治体を想定し、協定を締結し、平時のときに日常的な市民的な交流、議会との交流、そして我々職員との交流がぜひ必要だということを思っております。

次に、市民病院の民間移譲に関する住民訴訟の進捗状況について申し上げます。

さきの議会でも申し上げましたとおり、もう考えられないですね。原告側の手続がおくれにおくれて、半年間もおくれているんですよ、半年間。これによって大幅に審議がおくれていることによって、私たちもいろんな行政、被災者支援とか武雄市の市民、財政を守らなきゃいけないとか、さまざまな仕事がある中で、この裁判が半年以上も延長されて、それに、しかも論点がずれまくっています。今回、原告側から準備書面の4が提出されましたが、その主張の内容が当初から大幅に変更をされています。私も国にいるときに代理人としてさまざまな訴訟にかかわってまいりましたけれども、こんなひどいことはありません。しかし、繰り返し申し上げますけど、住民訴訟そのものは住民の固有な権利であります。これを私はいたずらにこれはいけないとかいいとかありませんけど、私が絶対に看過し得ないのは、そ

こに政治の意思が働いているということであります。

ですので、次回の口頭弁論は7月22日に予定されておりますが、今後の裁判に当たりましては、武雄市が行った市民病院の民間移譲が正当な手続のもとで行われたことを誠心誠意説明し、明らかにしてまいる所存であります。

これに加えて、市政の概要について2点、最後に御報告申し上げます。

1点目は、新武雄病院のオープンであります。

新武雄病院につきましては、平成22年2月1日の民間移譲以降、これまで旧市民病院の施設を利用して運営がなされておりましたが、去る6月1日、国道34号沿いに新築、開院をいたしたところであります。これに先立つ5月22日に開かれました開院式典では、鶴崎直邦理事長から改めて「24時間365日、だれもが安心して医療を受けられる体制」づくりを高らかに宣言をしていただきました。4月に開校いたしました武雄看護リハビリテーション学校などの関連施設も含めて、武雄市の医療環境のさらなる向上に寄与するものと大いに期待しております。

これは単に医療の突破口にとどまるものではなくて、宮本栄八議員が常々おっしゃっておりました企業誘致の一つの実現にもなりますし、皆さんたちからいただいておりました雇用の確保についても、あるいはこれは学校、類似学校の範疇にもなりますので、若い学生さんたちがふえるという意味では、複合的な効果があるものというように思っております。これは被災地の中でも本当に武雄はうらやましいということ、医療が不足している中で、あるいは雇用が不足している中で皆さんがおっしゃっていることであり、これは議会が一致団結して私たちが立てた企画立案に対して支持をしていただいたおかげだと思っております。

2点目は、北方町宮裾地区において現在造成中の工業団地についてであります。

いよいよことしの秋、造成工事が完了、分譲開始の運びとなります。これもまた雇用の創 出を初め、さまざまな経済波及効果が見込まれる企業の誘致については、これまでも佐賀県 などとも連携をし、積極的に取り組んできたところでありますが、新工業団地の完成を契機 として、早期の誘致実現を図ります。

なお、工業団地の名称につきましては、利便性をアピールする趣旨から、「武雄北方インター工業団地」ということにしたところであります。

最後となりますが、ここまで申し上げてきましたように、武雄市の安全・安心、そして暮らしと雇用を守るため、より一層尽力をしてまいる所存であります。議員各位におかれましても、引き続き御協力、御支援、そして御指導を切にお願い申し上げ、市政運営に関する私からの報告にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(牟田勝浩君)

前田副市長

〇前田副市長 〔登壇〕

続きまして、私のほうから今定例会に提出しております議案について、その概要を御説明 を申し上げます。

まず、条例議案では、新規制定1件及び一部改正1件を提案しております。

「武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例」につきましては、現行の「武雄市企業立地等の奨励に関する条例」及び「武雄市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例」を廃止しまして、武雄北方インター工業団地等への早期企業立地の促進を図るために奨励措置を拡充することに伴い、新たに条例を新設するものでございます。

次に、「武雄市都市公園設置条例の一部を改正する条例」につきましては、武雄北部土地 区画整理事業 (1 工区) の換地処分に伴いまして、中央公園の位置を新住所地番に改正する ものでございます。

次に、事件議案では、新産業集積エリア開発事業宮裾地区造成その4及びその5工事の設計変更に伴う契約金額の変更並びに佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について議会の議決をお願いしております。

また、5件の専決処分の承認につきましては、さきの議会以降、緊急に決定を要した条例 改正3件、平成22年度一般会計予算及び平成23年度国民健康保険特別会計予算の補正につき ましては専決処分を行いましたので、これらについて承認を求める議案を提出しております。 そのほか、平成22年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告等8件の報告をいたし ております。

続きまして、平成23年度武雄市一般会計補正予算(第1回)の主な内容について御説明を 申し上げます。

今回の補正は、東日本大震災により被災された方々への支援に要する経費や国及び県の補助金の内示等に伴う事業の追加など、当初予算編成後に生じた事由により速やかに対応すべき経費について補正をお願いしております。

まず、東日本大震災により被災された方々への支援事業として、「武雄市タウンステイ構想」への寄附金を活用した事業や佐賀県緊急雇用創出基金事業補助金を活用した就労支援事業、被災地への復興支援と消費意欲を喚起するきっかけづくりとして実施される義援金付きプレミアム商品券発行事業の一部助成に要する経費をお願いしております。

また、国や県の補助金の内示等に伴うものとして、麦・大豆等の生産拡大のため農地の暗 渠排水整備に要する経費や安心こども基金特別対策事業費補助金を活用した保育所の増改築 等に対する補助金などを計上しております。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ説明させていただきます。 よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

日程第5 教育長の教育に関する報告

〇議長(牟田勝浩君)

日程第5. 教育長の教育に関する報告を求めます。

教育長より一部追加の申し出があっておりますので、これを許可しております。浦郷教育 長

〇浦郷教育長〔登壇〕

おはようございます。教育に関する報告に先立ちまして、東北大震災により亡くなられました多くの方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。児童・生徒だけでも600名を超えるとうとい命が失われ、6,000件を超える学校施設、社会教育施設の被害が報告されております。教育委員会といたしましても、可能な支援活動とともに、改めて安心・安全への取り組みを強化していきたいと考えております。

それでは、教育に関する報告を申し上げます。

今、教育を取り巻く環境は、高度情報化の進展や少子・高齢化の進行により急速に変化するとともに、大震災や原発事故の発生などにより安全・安心の機運が高まっております。

このような中、武雄市の教育には一人一人が生き生きと自己実現を図るとともに、お互い尊重し、支え合い、地域や社会の発展に貢献できる心身ともにたくましい市民を育成することが求められています。本年度における教育の基本方針といたしまして5つの基本目標を定め、学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分発揮し、連携した「つながる教育」を推進し、教育の振興に取り組んでまいります。

基本目標の1つ目は、『知・徳・体の調和のとれた子どもを育む学校教育の推進』であります。

大きな課題である知・徳・体、これら3要素の調和のとれた子どもをはぐくむ方策として、「確かな学力の育成」「豊かな心の育成」「たくましい身体の育成」など6つの重点事項を上げ、電子黒板、あるいはiPadやコンピューター等のICT機器を活用した指導、ノーテレビデーの実施や早寝・早起き・朝ごはん運動の推進などによる基本的な生活習慣の定着化、節電などに取り組むエコチャレンジ事業、教職員の研修機会の充実等、それぞれに具体的な施策を盛り込み、取り組んでいきたいと考えております。

2つ目は、『生きがいを高める生涯学習・生涯スポーツの推進』であります。

生涯にわたっていつでも自由に学習機会を選択し、自立した豊かで生きがいのある生活を 送ることができる環境づくりに努めてまいります。

4月から i Padで利用できるMY図書館をオープンしました。 5月には高齢者の向学心にこたえる「武雄市民大学」を開校し、今後2年間勉学に励まれることになります。

また、充実したスポーツ活動を実践できるよう、「総合型地域スポーツクラブ」や各種生涯スポーツの情報や機会の提供に努めます。

3つ目は、『明日につながる伝統文化の継承と多彩な文化の創造』であります。

武雄市には歴史や風土にはぐくまれた多様な文化や芸能があります。今年はその伝統芸能を披露する武雄市伝統芸能祭を計画しており、後継者育成や地域の活性化を図るとともに、すぐれた芸術文化に触れる機会を提供するなど、市民みずからが参加し、創造する文化活動の育成支援を行います。

また、史跡おつぼ山神籠石の保存管理など、文化財に対する理解を深めながら文化財保護にも努めます。

4つ目は、『安全・安心な教育環境の整備』であります。

「地域の子どもは地域でも育てる」の視点を持ち、教育委員会、学校、PTA、育友会が 地域の関係機関と連携しながら、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進すると ともに、学校施設や公民館などの社会教育施設についても安心して学べ、快適で利用しやす いユニバーサルデザインに配慮した施設づくりに努めます。

5つ目は、『市民総参加による教育の推進』であります。

本市は従来から保護者やPTA、育友会だけでなく、地域の各機関や団体において当然のこととして学校への支援がなされ、地域と連携した学校経営が伝統的に展開されてきました。このような教育風土を生かし、さらなる市民協働による教育活動を展開するため、「地域のよさや伝統を生かした教育の推進」「学校・家庭・地域・諸機関・事業所などとの連携の推進」「教育委員会の積極的な情報公開」の3つの重点事項を掲げ、指導や支援を進めてまいります。

以上、本年度における武雄市教育の基本方針及び重点目標等について申し上げました。詳 しくは武雄市教育委員会のホームページに「平成23年度武雄市教育の基本方針」として掲載 しております。ごらんいただければと思います。

なお、平成23年3月から5月までの3カ月間に実施いたしました主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりであります。

今後ともさらなる御支援、御協力をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせてい ただきます。

〇議長(牟田勝浩君)

以上で本日の日程を……

[23番「議長、緊急質問」]

23番黒岩議員

○23番 (黒岩幸生君)

議長にですね、ちょっと非常に問題がありますので、3月定例議会での議事進行、山口昌 宏議員から出された議事進行についての取り扱いが非常に偏って不鮮明であるということで、 議長に対して質問したいと思いますが、許可をお願いいたします。

〇議長(牟田勝浩君)

すみません、少々お待ちください。——すみません、緊急質問という部分で、ちょっと 少々お待ちください。

緊急質問という部分で、申し合わせ事項の中には文書で議長に提出とありますけれども、 その部分で議長の許可を得ればいいということがありますので、その部分をちょっと議運委 員長と諮らせていただいてよろしいでしょうか。

[23番「いけません」]

23番黒岩議員

O23番 (黒岩幸生君)

あなたに私が聞くのはですね、3月定例議会で、必要とあらば――3月定例会、山口昌宏議員の議事進行ですよ。普通の質問じゃない。議事進行というのは議会で一番大きいものですね。議長が進めることに対して是非を言われたわけですから。そのときにあなたがおっしゃったのは、「必要とあらば議会運営委員会、その他かけて精査していきたい」と。非常にいいことだと我々は待っていたけれども、あなたは議会運営委員会も開かれなかったし、その他のことをなされていない。今も一緒のことを言われているんですよ。だから、このことについてね、非常におかしいと、議会運営のあり方がですね。議長の取り扱い方がおかしいということで、今、質問をしたいわけですよ。だから、ぜひとも緊急質問をさせていただきたいと。動議で出せということであれば、もちろん隣におられます谷口議員、あるいは松尾議員の御同意を受けて動議で出して結構ですけれども、私は議事進行と同じくね、議長の運営方法について聞きたい。これがどういうことになったかということがありますから、そういう意味ですけど、質問許可をお願いします。

〇議長(牟田勝浩君)

23番黒岩議員

〇23番 (黒岩幸生君)

実は発端となるのはですね、「うそつきはどっち」と宮本栄八議員が書かれているんですね。これは宮本議員の言うとおりなんですよ。言うとおり。何らうそがない。こういうのを書かれるということは、あなたの運営が悪いということ。議長の運営が悪いということ。

なぜならば、バトルがあった、いろいろあったときに、山口昌宏議員がこうおっしゃった。 「谷口議員の質問の中で、山田理事から裁判の経過等について詳しく報告がありましたけれ ども、谷口議員の質問の中で、裁判のおくれた理由は市の責任であり、市民を不安に陥れて いるという言葉がありました。議長として、市民を不安に陥れているというこの文言につい て」、どう思うかということに対して、あなたはですね、「必要とあらば議会運営委員会、 その他かけて精査していきたい」と、その場を逃れられた。そして、3月議会を閉じられた んです、あなたは。ということは、必要ないということで閉じられたと思いますので、それ はなぜ必要なかったのかね。 議長の職責と私が言う必要もないんですけれども、議長は、それはあちこちあいさつも要るでしょう。しかし、一番あなたの仕事というのは議事の整理なんですよ。皆さんが一緒の立場で言えるように。新人であろうが、谷口議員や平野議員のようにベテランであろうが、一緒にできるようにするのがあなたの仕事でしょう。議場内においてはみんな平等なんですよ。そういう中で、あなたの制止がうまいぐあいいかなくてバトルになった。あのとき山口昌宏議員が言うように、ちゃんと整理をしておけば、こういうことは宮本議員も書かれなかったと思う。実際あったんですから、長時間バトルというのは本当のことじゃないですか。だから、「公文書偽造か」と書かれる。それを防ぐのはあなたの仕事なんですよ。それを議事進行出されたんでしょうが。

あなたはですね、一連の流れを言いますと、最初ですね、繰り返しますけど、山口昌宏議 員が議事進行をかけた。これは間違いなかですね。そしたら、議長は必要とあらば議会運営 委員会にかけると言われた。これは間違いないですね。そして、それを全員了解したんです よ。間違いないですね。そしたら、あなたは必要ないと認めたということなんですよね。議 運にかける必要もないんだと。山口昌宏議員の議事進行はおかしいんだという立場をとられ たんですよね。

だから、議事進行というのは滅多に出ないと思いますけれども、あなたに対する是非を言われているわけでしょう。必要とされなかった理由は何ですか。

〇議長(牟田勝浩君)

お答えいたします。

必要とされない理由といいますか、大体大きな理由は2つございます。

1つ目は、ちょっとこれは長くなりますけれども、今、訴訟は樋渡市長が受けられております。しかし、ちょっとすみません、長くなりますけれども、市長は提案者であり、それを議決したのは議会であります。民法上、訴訟は市長に行きますけれども、市長は提案者で、きちんと手続を踏んで、この議会で議決して進めております。その議会内においてこういうふうな発言がありましたので、慎重に進めなきゃいけないということで、そういうふうに進めました。

もう1点は、3月定例会中、さきの定例会中に、不安に陥れる部分の前段の、谷口議員は、あくまで日程調整、これは本人に確認いたしました。そして、樋渡市長は始終一貫して、求釈明申立書が出ていないので審議がおくれている、これは一貫して言われております。その部分で、谷口議員は日程調整、それをさきの議会では3回発言させていただいております、この場で。議事録の中でも3回発言させていただいているんですけれども、その部分の2つがありましたので、それともう1つは、議事進行の提出者である山口議員にこのことを説明し、ちょっとそういう部分があるので、ちょっと閉めてもその後もやりますので、御了承いただけますかということでいただきましたので、3月議会を閉じさせて、先にちょっとさせ

ていただきました。

23番黒岩議員

O23番 (黒岩幸生君)

あなたはここに諮られたんですよね。口から出てから先は議会の言葉なんですよ。山口議員に裏で話して済んだからという話にはならないわけですよね、みんな聞いていますから。その結果、先ほど言うように、こういう文書が何枚出されているか知りませんけれども、出された。これは当たり前の話なんですよ。議会の恥部じゃないですか。そういうことがないようにと、不安に陥れないようにというて議事進行があった。彼がいいと言うたからやめたんですか。そんなもんじゃないでしょう。やはり長時間バトル、異常だった。それをちゃんと整理をしておく。しておけば、もちろん宮本議員もこう書かなかったと思う。これは回っているんですよ。「公文書偽造か」ということもですね、何人かは見られるですよ。これは当たり前のことですから。宮本議員がうそ言うたとでも何でもない。実際あった話ですから。「うそつきはどっち」と。これを結論をあなたが出しておけば、ここでしておけば、こういうことを書かないで済んだやないですか。私はあなたの責任は重いと思いますよ。議長に我々は発言を預けているんですから。

それは確認しますけど、山口議員に了解とったからしなかったということですよね。

〇議長(牟田勝浩君)

お答えいたします。

先ほど言いましたように、本会議において議決したことをまたさらにやらなきゃいけないということで、それはさっき言いました。訴訟の分は市長はあくまで提案者であり、議会が議決した。その中で、そういうふうな発言が出たので、係争中ということもあり、慎重に扱わなきゃいけないということが1点。そしてもう1点は、3月定例会中に谷口議員は日程調整、そして市長はあくまでずっとこれは主張されていますけれども、原告側から求釈明申立書が出ていないというのをきちんと説明されております。その2点を3月議会中に説明し、やりました。そして、先ほど黒岩議員が言われました質問者である山口議員に許可をとったから延ばしてくれというだけが理由じゃなくて、大きな理由は今の3点であります。

23番黒岩議員

〇23番 (黒岩幸生君)

議長、おかしいじゃないですか。議事進行というのは、あなたに対してですね――あなたはそれを信じてやっておられるかもしらん。菅直人さんと一緒かもしれない。幾ら自分が信じても、我々議員が、議長、それはおかしゅうなかですかと話に出たときにはですね、あなたも一緒の立場に立ってそれをしなければ、議事進行の乱発になりますよ。だから、結果的にこういうことが出たというのはですね、どこで間違ったかでしょう。宮本栄八議員がうそ書いたじゃなかでしょう。本当の話じゃないですか。これをその前に整理するのは、やはり

議長の責任、責務ですよ。議事運営の妙じゃないですか。違いますか。菅直人だって、一生 懸命した、一生懸命したと言いますよ、あれは。オレオレ詐欺と一緒ですよ。やるやる、お れおれと。そうやなくて、ここで出たのは、一緒に議論をして、議事進行に対する取り扱い をちゃんとしなかった結果がこれだという気持ちにまだなりませんか。

〇議長(牟田勝浩君)

お答えいたします。

今、23番黒岩議員からそういうふうな御指摘をいただきました。3月議会中に結論を出さなかった分……

[23番「いや、思うか思わんかで結構ですよ。こう書かれた責任がないと思うなら、 ないと言いなさい」]

いえ、3月議会中に結論を出さなかった、先延ばした理由は、以下の先ほど言いました部分であります。

確かに先ほど宮本議員が書かれた部分で、3月議会で3回も日程調整、そして求釈明申立 書というところで説明したので、その部分がまさか出るとは思いませんでした。その辺は私 のわきの甘さだと認識しております。

今御指摘いただいた部分を今後の議会運営に生かさせていただきたいと思います。

23番黒岩議員

〇23番 (黒岩幸生君)

違う違う違う違う。わきの甘さとか、そんなもんじゃないでしょう。取り扱いの問題ですよ。ちゃんとしたのが出てきた。決着をどうつけていったかでしょう。やはり議会の中、いろんな議論があります。賛成、反対あります。そのとき、議長の尺が間違っていたらね、議長、その尺違うじゃないですかと議事進行が出ますよ。だから、そのミスのためにこうなったのじゃない――反論もされないんですか、我々は。あのとき言われたようにちゃんとしておけば、反論できますよ。しかし、それをあなたは打ち切ったんだから。だから、議運にかけると言ったら、議運にかけるべきじゃないんですか。あなたが判断できない。質問した人にちょこっと言ってどうという話じゃないですよ。必ず言うたと思うです、ここで。間違いないはずですよ。議会運営委員会、その他にかけて精査するとまで言われた、あなたは。それをしなかったあなたの罪は大きいと思うですよ。ここまで言うつもりなかったけど。そういう運営やったら、今後たまらんですよ。(発言する者あり)

そして、その後、発言者、議事進行があったのがね、平野議員からあった。何と言われたですか、あなたは。今ちょっと言われましたけどね。偏った議会運営としか言えないじゃないですか。我々は一生懸命ね、何日もかけて資料を集めてきます。それは偏った資料でしょう、多分。しかし、ここで話をして、議長がちゃんと見て、ああ、それはこっちだ、あっちだとしていって、一つまとまっていくわけですよ。これは明らかにさぼったとしか思えない。

この反省がないなら反省がない、次どこかでやります。以上です。(発言する者あり)

〇議長(牟田勝浩君)

今、黒岩議員から御指摘を受けた分を再度考慮いたしまして、今後の議会運営に生かした いと思います。

先ほど言う途中でもございましたけれども、さきの定例会で谷口議員の一般質問における…… (「弁解するな」と呼ぶ者あり)

発言に対して、山口議員から質問が議事進行でありました。 (「繰り返しますか」「終わったがましさい」と呼ぶ者あり)

その分については、先ほど言いました議会運営委員会正副委員長、そして副議長と協議いたしまして、こういうふうになりました。今言われたように、今後生かしていきたいと思います。(発言する者あり)

ちょっと暫時休憩してよろしいでしょうか。暫時休憩いたします。

休憩10時42分再閉10時45分

〇議長(牟田勝浩君)

再開いたします。

先ほど意見を十分賜りましたので、その分を参考に、今後の運営に生かしていただきたい と思います。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 10時45分